

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区鹿浜一丁目5番3号

氏名 株式会社コネクション
代表取締役 増井 豪第14条第1項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 4月24日

許可の有効年月日 令和 7年 4月23日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん

(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(水銀含有ばいじん等を含む。)

(以上15種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類（積替え保管に係る限定は裏面のとおりに）

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類

(石綿含有産業廃棄物を含む。) (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上9種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

施設所在地： 東京都足立区鹿浜一丁目5番3号

3 許可の条件

(1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から18時までとすること。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと（石綿含有産業廃棄物を除く。）。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 27年 4月 24日 新規許可

令和 2年 4月 24日 更新許可 第1回

令和 2年 4月 24日 変更許可 種類の追加（燃え殻、汚泥、廃油 他3種類）

令和 3年 12月 24日 変更届 積替保管施設の変更

5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

(裏面あり)



(裏面)

許可番号 第13-10-182162号

2 積替え保管施設

施設所在地：東京都足立区鹿浜一丁目5番3号
 積替え保管面積：166.73㎡ 最大保管高さ：2.55m

産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	鉄製ボックス 3個	4.74 m ³
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	鉄製ボックス 4個	6.32 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃蛍光灯（水銀使用製品産業廃棄物）に限る。）	ドラム缶 1個	0.43 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃家電に限る。）	パレット 1個	2.23 m ³
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物に限る。）	フレコンバッグ 4個	4.00 m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	鉄製ボックス 6個	9.48 m ³
鉋さい	フレコンバッグ 1個	1.00 m ³
がれき類	鉄製ボックス 3個	4.74 m ³
	合計保管量	32.94 m ³

(以下余白)

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都足立区鹿浜一丁目5番3号

氏名 株式会社コネクション
代表取締役 増井 豪

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 2年 4月24日

許可の有効年月日 令和 7年 4月23日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替え保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

① 特定有害産業廃棄物
ア. 廃石綿等

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

令和 2年 4月 24日 新規許可

5 積替え許可の有無

無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有

(以下余白)

紙

紙

紙

紙